

平成 23 年度(2011 年度) 第 2 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 24 年 3 月 2 日(金曜日)
午後 2 時 00 分開会 午後 4 時 00 分閉会

場 所 箕面市議会委員会室

出席した委員

会 長	増田 昇 氏	委 員	神田 隆生 氏
委 員	小枝 正幸 氏	委 員	中井 博幸 氏
委 員	滝口 広子 氏	委 員	森岡 秀幸 氏
委 員	段中 弘 氏	委 員	大町 凱彦 氏
委 員	新田 保次 氏	委 員	房谷 守啓 氏
委 員	稲野 一三 氏	委 員	上條 史絵 氏
委 員	川上 加津子 氏		

委員 13 名 出席

審議した案件とその結果

案件 1 北部大阪都市計画下水道の変更について【付議】

案件 2 箕面市景観計画の変更について【諮問】

その他 箕面市総合都市交通戦略について

事務局（安永）

定刻になりましたので、ただ今から、平成23年度第2回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず始めにマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しており、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくをお願いします。

各委員におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押してからご発言をお願いいたします。次の方が発言される場合には、次に発言される方がご自分の前の青いボタンを押していただきますと先にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。なお、進行を進めていただきます議長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは増田会長、お願いいたします。

増田会長

皆さんこんにちは。それではこれより平成23年度第2回箕面市都市計画審議会を進めて参ります。

早いもので、東日本大震災から1年がたちました。少し、今年雪が多いので復興の遅れ等々気になっておりますけれども、順調に復興が進んでいくことを願っております。

また、皆さん方には、公私何かとご多忙の頃、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。また、平素は、本審議会の運営に対しまして、格段のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これから進めてまいりたいと思いますので座って進行させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局より、所定の報告を

お願いしたいと思います。

事務局（安永）

定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員18名中13名でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により会議は成立いたすものでございます。

なお、池田委員、弘本委員、牧原委員、中島委員より欠席する旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。以上でございます。

増田会長

はい。ありがとうございます。それではまず最初に市長さんの方から挨拶の申し出があります。お受けしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

倉田市長

皆さんこんにちは。いつも大変お世話になっております。本日は、箕面市都市計画審議会の開催をお願いいたしましたところ、公私何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまことにありがとうございます。平素から本市の都市計画行政のみならず、行政各般に渡りまして、日ごろからご尽力・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

本日の審議会では、案件2件、付議案件が1件と諮問案件が1件をお願いをいたしております。

まず1件目の北部大阪都市計画下水道の変更についてでございますが、本市の安威川流域関連公共下水道の施設である勝尾寺川第1汚水幹線、これが茨城市域内も含めて、本市が事業主体となって整備を行った施設でございます。この程、茨城市がこのうち負担すべき事業費、これが完納されて、茨城市域内の施

設は箕面市の関与する施設ではなくなつたことから、これを機に、都市計画施設としての位置づけを見直したことにより変更をお願いするものでございます。

次に、箕面市景観計画の変更につきまして諮問案件でございますが、これは箕面森町の、いわゆる第2区域、現在、民間事業者の方が、宅地整備を進めている部分で、来年度から宅地分譲が始まりますが、ここをより良好な住環境形成のためにさまざまルール策定をしておりますかということで、事業者からの提案がありました。この事業者からの相談を受けて前回、景観計画のルール追加などの事業者案についてご報告をさせていただき、ご意見も賜ったところでございます。本日、これを踏まえて、正式に先般事業者のほうから要望も出されましたので、前回のご報告とご意見を踏まえた市としての案というのを作成しました。これにつきまして、審議会のご意見を伺うべく、本日諮問をさせていただくという運びのものとございます。

併せまして、その他でございますけれども、箕面市の総合都市交通戦略への検討についても状況の報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、案件2件とその他1件という形で、本日もですね、それぞれのお立場からぜひとも多様なご意見いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

増田会長

はい、どうもありがとうございました。

ただいま、市長さんからのご挨拶にありましたように、本日の案件は、付議案件が1件、諮問案件が1件の2件が審議

案件でございます。その他、先ほどございましたように、その他案件がございます。ほぼ4時位を目途に終了したいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願いしたいと思います。

それでは、案件1北部大阪都市計画下水道の変更について、市より説明お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

案件1 北部大阪都市計画下水道の変更について【付議】

市（上下水道局 木寅）

< 案件説明 >

増田会長

はい、どうもありがとうございました。ただいまご説明いただきました内容につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。非常に丁寧にご説明いただいたと思いますけれども、よろしいでしょうか。

特に、実質上の変更は何もなくて、むしろ事務手続き上、極力簡略化していこうという形の変更と捉えていただければと思います。

はい。大町委員どうぞ。

大町委員

本市の下水道について、非常にわかりやすくご説明いただきましてありがとうございます。

私は、全国の下水道について関心を持って、合併前の市町村の約半数を実際に歩いて調べてみたのですが、当市の規模くらい、人口12万そこそこのところで、ほぼ完備している都市というのはあまり経験したことがありませんので、当市の非常に優れたところのひとつだと、先人の皆様のご苦勞に感謝したいと思います。

増田会長

はい。ありがとうございます。それでは、北部大阪都市計画下水道の変更につきまして、付議案件、原案どおり議決したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。異議がないということでございますので、原案どおり議決したということでございます。ありがとうございました。

それでは、案件2 箕面市景観計画の変更について、これにつきましては、前回は少し、内容のご説明をいただいて、先ほど市長さんからもございましたように、市として、あるいは都市景観法として運用する部分と、協定として運用する部分等々整理をいただいて、今日、諮問案件としてまとめていただいたということでございます。

市の方から説明のほどよろしく願いしたいと思います。

案件2 箕面市景観計画の変更について【諮問】

市(まちづくり政策課 上岡)

< 案件説明 >

増田会長

はい、どうもありがとうございました。前回、大分議論をしたかと思えますけれども、その整理を踏まえてということでございます。何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。はい。大町委員どうぞ。

大町委員

素朴な質問ですが、一般住宅地域というところで、将来ですね、専用住居ではなくて、たとえば、医院を開くとか、最

近おこっているような、老人のいこいの施設とか、そういう風な住居だけではないようなものが、実際にできるのかどうかということをご確認させていただきたい。

増田会長

はい。一低専のところでしょうか。沿道部分ではなくて。一低専のところの説明をお願いします。

小山課長

まちづくり政策課長の小山でございます。よろしく申し上げます。今、第一種低層住居専用地域の中での用途のお尋ねでございますけれども、ここにつきましては、一低層という用途地域とあわせて地区計画で用途の制限を行っております。基本的には、専用の住宅ということでございますけれども、ルールの中ではですね、50㎡までの店舗を兼ねた住宅等でありまして、診療所等の建設は可能ということでございます。

増田会長

よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。はい。滝口委員どうぞ。

滝口委員

滝口です。2-15 ページの建築協定のところ、共有地を設けてコミュニティ空間を創出という部分なんですけれども、これがその、本来の宅地の部分プラスこの囲まれたエリアの全員でこの道路状の土地を共有するみたいなそういうイメージを持っておけばいいのですか。

増田会長

はい。いかがでしょうか。

小山課長

はい。今、ご指摘のとおりでございます。たとえば、ここの街区の場合、周りぐるりの道路は市の公共用地の道路であります。で、その宅地の中の背割り部分のところですね、あくまでも、ど

なたでも通れる空間、歩行者が通れる空間ではありますけれども、この共有地の持分につきましては、この街区、ここは十数区画と思えますけれども、その十数区画の方が共有で持たれる共有地だということでございます。

増田会長

はい。よろしいでしょうか。住宅地全体ではなくて、この道路に、歩道に面している十数軒なら十数軒の共有持分と。

小山課長

はい。

増田会長

はい。いかがでしょうか。

滝口委員

そうすると、その、もともとのこの宅地を持たれている方と別の方が共有者に入ってこれないようにしたりとか、つまりその、宅地部分と分離して処分したりできないようにとか、あるいは、共有物分割の請求ができないようにとか、なんか、そういうしぼりはある程度入れるようなイメージでいたらよろしいですか。

増田会長

はい。いかがでしょうか。

小山課長

はい。まさしくそのとおりでして、あくまでも、この土地を購入されるときに、この共有部分の部分についても一緒に購入いただくことになるわけですが、その将来的にはですね、マンションと同じように、ここに設けられる管理組合などで管理していかれる物件でございまして、まさしく、所有権につきましては、基本的に、将来にわたって、この十数区画で持ち続けていただくと、そういうようなルールも明記された中で運用していただくということでございます。

増田会長

はい。いかがでしょうか。

滝口委員

マンションのときには、その区分所有法とかでいろいろ縛られてますので、恐らくそこはまあ問題ないんだろうと思うんですけども、通常の土地の場合に、どういうルールの決め方をするのかというのかというあたりは、かなり難しい問題もあるのかなという風には、ちょっと、中身を具体的に存じ上げていないので、なんともいえませんが、かなり慎重に決めていただいた方がいいのかなとは思いました。

増田会長

はい。多分そのあたりは、景観計画ではなく、協定にした意味だと思えますけれども。はい。事務局のほう。

吉田副部長

みどりまちづくり部の吉田です。会長が今おっしゃっていただいんですけども、共有物の分割とか、その辺、権利設定の上で、マンションの区分所有法みたいな格好にはもっていけない限界がありますので、それは建築協定でこの街区、購入者、全員の、これ、協定になります。その建築協定の中でしぼっていくということで対応しております。

増田会長

はい。よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。はい。大町委員どうぞ。

大町委員

具体的におこるかどうかわかりませんが、今のおっしゃり方ですと、そこを第三者が通ることは可能なんです。通行は。ところが、箕面の別のところであったのですが、ある物を建てるということに対する反対ということで、その通路を通ったらあかんということが、実際問題としておこったことがある

んです。そういうことが、ここで実際にはおこるのかなと。

増田会長

これは、どうですか。あの、建築協定上、ここを要するに万人が通れるみたいなことを書かれているのか。あるいは、2通り考え方があろうかと思うんです。管理なんかを考えると、イギリスなんかのコモンスペースは、柵が全部あって、権利者に全部鍵を配って、権利者だけがそれを使って、要するに管理を行き届かせるというやり方ですね。で、ここを例えば、閉めたとしても、公共上不利な状態になるかということ、そういう状況ではありませんので、考え方だと思うんです。どういう考え方をとるかということだと思うのです。はい。いかがでしょうか。

小山課長

はい。そういうあくまでも特定の個人の利用ではなくて、一般の通行の用に供することのルールでございますけれども、現在検討されている建築協定の中で、共有敷地は協定区域内の住民および一般の通行人の歩行者空間として利用するものとし、ということで条項でうたわれております。

増田会長

なるほど。よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。はい。神田委員、どうぞ。

神田委員

確認のために。土地をですね、それぞれの宅地につながった土地については、そういう風に宅地の所有者の所有に多分なるんだろうと思うんです、区分所有でないということであれば。そうなると、建築協定でしばるという話についても、例えば、Aさんの宅地につながる緑地部分について、Aさんが所有している、

Aさんが所有しているんだから、ここまで住宅を建ててもいいんじゃないかと。協定があるからそれはやめてくださいと言っても、協定が先行するのか、それとも所有権が先行するのか。その辺の考えはどうなんですかね。

増田会長

はい。いかがでしょうか。

小山課長

先ほども、答弁の中で、マンションと全く同じ区分所有法のようなご説明をさせていただいたかと思えますけれども、この共有地については、その共有地を筆で割ってですね、それぞれの宅地の方が、その接する部分を所有されているということではなくて、あくまでも、共有地としての一筆の共有地でございます。それをその街区の皆さまの方で共有されているということには違いがありませんので、基本的には、そういう問題はないのかなという風には考えております。で、今申し上げた協定の中にですね、共有地内には、特定個人の工作物等は設置してはならないということも明記されておりますので、そのところは、基本的には協定でしばれているのかなという風には考えております。

増田会長

よろしいでしょうか。はい。

多分、いろんな意味で、本当にうまくここが運用されるのだろうかという不安が皆さんあるんだろう、正直にあるんだろうと思いますけれども、協定の場合は、これは10年間ですか。更新時期というのは。

吉田副部長

一応当初設定では20年。その後10年ごとに自動更新という形で設定しております。

増田会長

はい。森岡委員どうぞ。

森岡委員

これが実現すれば、本当にハードとしては市内で例のないような良い物になるのかなとは思っております。だから、あまり規制とか基準のほうというのは、当然それはある程度一定品質というものを確保するためには必要なんですけども、そればかりいうんじゃなくて、ちょっとこの景観計画とかの都計審からはずれるかわかりませんが、ここをうまくコミュニティ創造の場として使っていくというような意味で、ディベロッパーさんもそうだと思いますが、行政としてもですね、そのまちづくり、いわゆるまちづくりにどれだけ支援していくとか、いろんな形でサポートしていくかというようなこともあわせて進めていくというようなことをやっていただきたいという、要望のような提案のようなことなんです。

増田会長

はい。何か答弁ございますか。

小山課長

もちろん、まず、今考えるそういう今後の将来にわたっての不安の部分については、この協定なりできちんと最善の策はとられているのかなという風には考えておりますけれども、あと、今、ご指摘のですね、将来にわたってという部分については、まず、今回、まだ住民がおられないなかでの一人協定であります。そんな中で、まず1点目、きちんと運営委員会が、地元組織が立ち上がるまでは、事業者が責任を持ってその辺の部分は管理していくとっていることが1点。2点目はですね、組織ができてからも、住民の皆さまだけでやるには限界がございまして、それについては、いま、具体的に管理業者の名前がでてらな

かで、きちんとそういう管理組合の組合費であったり、その辺のところもきちんと担保していくと。で、将来にわたってのコミュニティについてもですね、基本的には、そういう専門の方がついてやっていくという風に聞いておりますので、市の方もですね、きちんとその辺は見極めながら管理していきたいなという風には考えております。

増田会長

はい。よろしいでしょうか。はい。

山田部長

みどりまちづくり部長の山田でございます。まずは、一番大事なものは、まちづくりの中でコミュニケーションをどう保っていくかというソフトの面が大切です。ですので、これは、行政から売り出したのではなくって、業者の方が、コミュニケーションを高められるような物件を売って行きたい、ここに発意がございます。だからそれをわれわれ行政も受け止めて、その担保性をどないしていくねんということをいろいろ調整していきます。で、その一番原点としては、まずは、みんなで仲良くやっていきたいという人にうまく売ってくださいよ。とこういうことを一番最初に良く考えてやれよ。ということをおっしゃるので、で、また後のフォローアップもしっかりやれよ、ということで出発しておりますのでよろしく願いいたします。

増田会長

よろしいでしょうか。はい。稲野委員どうぞ。

稲野委員

稲野です。私はちょっと当初思っていたイメージと今の理事者の方の説明で若干疑問がありますので、お聞きしたいと思っておりますけれども。

要は、これ、たとえば15区画の区割

りで土地をお買いになるということですよ。そこで共有地ができてくると。そこで建築協定が入っている。こういう状態ですね、土地の売買というのは、物権法上の所有権です、それと、共有の、これだったら15分の1の土地をいわゆる道路状の物をお買いになる。そういう風に所有権は移転していくのかなというイメージがあるのですけれども、いったんです、一つの区画をお買いになった場合に、区画の土地そのものはいいとして、この道路状のものを15分の1、同時にお持ちになっているものを、物件をそのまま売ってはいけないというのは、あくまで協定だけのものですよ。この辺、いわゆるマンションの場合でしたら不動産登記法上、特別なものがありますけれども、それを今のちゃんと買えよちゃんとやれよというようなところで、うまく本当にいくのかどうかというのが、私の疑問なんですけど、その辺ちょっと、もう一回、再答弁みたいになるかもしれませんけれども、お願いしたいんですけれども。

増田会長

はい。いかがでしょうか。あの、多分、共有名義になっているんです。その部分は、区分しているのではなくてということだと。もう一度ご説明いただければと思います。はい。

小山課長

あくまでも、この共有地が設定される5箇所の街区についてのお話でございますけれども、当然、それぞれの各宅地部分については、個々の所有権という中で販売されます。ただ、その中に通る共有地の部分については、今、会長からもお話がございましたように、15区画であれば、15分の1というような共有の持分になるということでございます。

増田会長

はい。よろしいでしょうか。多分こういう事例がある部分、やはり、コミュニティ形成と空間形成とが一体となったものが売れて、そこに愛着を持って住まれていくという、そういう先事例になればということですね。今まで、どちらかということ、あまり制限がないほうが財産価値が高いのと違うかとか、不動産の価値を維持できるん違うかといわれていた時代から、ある一定の制限がかかって、環境が担保されているほうが、不動産価値が維持されるとか、向上するというような時代へ少しずつ変わってきてるんだと思うんですね。そういうあたりのひとつの事例かもしれません。よろしいでしょうか。はい。大町委員どうぞ。

大町委員

話を別件に変えますけれども、いろいろと市のほうでご配慮いただいていると思うのですが、特に樹木ですけれども、これは、高木になったり、太くなるものがありますと、幹だけでなく根がいろいろなところへ影響してきます。例えば、具体的に言いますと、箕面市のオケ原幹線なんかは、歩道の桜の根が浮き上がって、歩道がガタガタになってしまっているという風なことがある。そういう将来どうなるかということ想定して樹種を選んでいただきたいという風に要望いたしたいと思います。

増田会長

はい。ありがとうございます。十分その辺は気をつけてということだと思います。

はい。房谷委員どうぞ。

房谷委員

今回の景観計画の詳細については、私としては特に意見はございませんが、前

に、電柱の地中化という風なことで話をさせていただいたのですが、国の政策でも、電柱の地中化という風なことが策定されているわけで、これは現在、幹線道路だとか、歴史的なまちなみですね、そういうところは非常に手をつけられておると。で、箕面市さんも滝道、今回されてるわけですが、こういった新規開発については、生活圏で電柱の地中化という風なことを今後どのようにとらえていかれるのか。という風なことをお聞きしたいと思います。

増田会長

はい。いかがでしょうか。直接今回の案件には関係ございませんけど、いろんな意味で、景観というところから電柱の問題が出てきますけど、何か答弁があればいかがでしょうか。はい。

小山課長

はい。ご指摘のとおりですね、電柱というのは景観というところから見ますと好ましくないという風には十分認識しております。そういう意味で市では効果の高いところなどについて地中化を進めているところですが、開発に対してというご質問でございますので、そこのところは、当然、開発業者についてはですね、採算性というところ、その物件の販売価格等にも影響してくると思います。そんな中で、可能な限りですね、そういう電柱地中化をなんとか進めていただきたいということからお願いしていきたいということとあわせて、例えば、地中化が無理であっても、今回ガイドラインなどで定めようとしておりますように、屋根の部分でありますとか、そういうようなところのアンテナを極力なくすとかですね、そういうような形でできる限りの配慮については、これからも事業者さんの方に

は求めていきたいという風には考えております。

増田会長

よろしいでしょうか。多分、関電管内というのは比較的遅れている部類だと思いますね。各電力会社の管内で言いますと。特に東電エリアの方が進んでおりますね。管理者がある部分、かなり嫌がるという分もあるんですね。関西の場合は。はい。

森岡委員

電柱も景観柱ということで茶色のポールを立てられているのですが、景観を阻害するのは電柱もあるのですが、むしろ道路を横断するような配線の問題が大きいんですよね。だから、今回ここは多分、そういう道路横断の配線というのは将来的に出てこないとは思いますが、基本的にその辺をコントロールしていかないとせっかくのものがつぶれてしまうんじゃないかなというようなこともあるかと思っておりますので、あえて言うならその辺もちょっと念頭に置いていただければと思います。

増田会長

はい。ありがとうございます。多分これは、景観審議会の方でもかなりそんな議論がされてるんだらうと思います。直接、都計審に属する案件ではございませんけれども、貴重なご意見ですので今後ご対応いただければというように思います。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。そしたら、本件、諮問案件でございます。箕面市景観計画の変更につきまして、原案通り答申することによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

増田会長

はい。ありがとうございます。異議なしということでございますので、原案通りご承認いただいたということでございます。ありがとうございました。

これで、案件審議の2案件につきましては、おかげさまで終了したという風に思っております。最後、その他ですけども、報告があるということでございます。これは、今後審議案件になっていくというものではございませんけれども、まちづくりと密接に関係しているということで、総合都市交通戦略について状況ご報告があるということでございます。よろしく願いいたします。

なぜここでご報告をするのかということについて少し事務局のほうで最初にちょっと説明をいただきたく存じます。これは、都市計画審議会の中でも新田委員のほうに座長を務めていただいて、一度都市計画道路の見直しをしたことがあるという風なことから、ここで交通政策そのものについてご報告いただくということで、少しご説明いただければと思います。

安永

事務局より報告いたします。

本市では平成17年に都市計画道路の見直しを実施しておりますが、その見直しにあたって、この都市計画審議会から「これからの都市計画道路のあり方」について答申していただいた際に、今後交通体系マスタープラン等を検討する際に配慮すべき事項についてあわせて提言をいただきました。

その内容をうけて、先般本市では「箕面市総合都市交通戦略(素案)」を策定いたしましたので担当課から説明させていただきます。

市(交通政策課 波多野)

<説明>

増田会長

はい。どうもありがとうございます。もうすでに皆さん方の目にはパブリックコメントという形で入っているかと思えますけれども、改めてここでご説明いただきましたけれども、何かご意見なりご質問なりございますでしょうか。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。いかがでしょうか。ございますか。はい。大町委員どうぞ。

大町委員

ずいぶんいろいろと検討されて市民としてはうれしいと思うのですが、特に新御堂筋から西の方向の南北の通りというのは非常に不便だと思うんですね。もちろん都市計画道路としてすでにくつか認定されておりますけれども、現実には、民家をいろいろとのけないかんというか、そういう問題があるから現実にはなかなか難しいのですが、本当に東西南北に行こうとすると非常に曲がりくねったり細い道が多いというのが現状ですので、ここを何とかできないものかなという風に思っております。

増田会長

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。何か答弁ございますか。特にご意見という形でお聞きしておいたらよろしいですか。いかがですか。よろしいですか。

多分、途中の説明でもございましたように、萱野中央を取り巻く道路整備のあたりの中で多分南北の線の充実みたいなやつが出てくると思うんですけれども。

ほか、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。もしもなければ、一応もう1ヶ月間パブリックコメントも

して、その整理段階になっているということでございます。よろしいでしょうか。

ずっと懸案になっていたといいますが、一番最初にご説明もいただきましたようにこの都市計画審議会としては、これからの都市計画道路のあり方というところで答申した中で、やはり公共交通を中心に都市交通を考えていただきたいみたいな話が要望として提案させていただいた中で、そういうあたりも汲み取っていただいて展開されているという風なことだと思いますが。新田先生、座長をされていたということで、何か補足ございますでしょうか。いかがでしょうか。

新田委員

先ほど、ご報告された内容で、特に私の方で付け加えることはないんですけども、箕面市民ではなくて、外から見た人間として、やはり箕面市の今後の発展を考える場合に、北急の延伸というのは非常に大きな要素になると。その鉄道網だけの延伸ではまちは発展しないので、ここに示しましたように、それぞれの駅を中心としたまちづくりというのをしっかり位置づけてやらないとだめだということをこの中で、より戦略として強調してるかと思えます。20年後の話と、それから当面、10年で、そこにソフトランディングするための特にバスを中心とした再編ということで。オレンジゆずるバスが走っておりますけれども、今日も見ましたら結構乗られておりますが、ああいうきめ細かなサービスも連結して南北と東西をやって、それから基盤も整備していくという姿勢が重要かと思えます。ぜひともがんばっていただきたいと思えます。

増田会長

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい。中井委員どうぞ。

中井委員

将来的な話ということでしたら、例えば萱野中央などの、まだこれから開発されるところの交通網というのは考えていただけるのかなと思いますけれども、例えば、箕面、私の近所で言いますと、百楽荘の中のところはきれいに、わりと広い道ができておりますけれども、そこへ行くまでのところが非常に細い道です。桜ヶ丘なんかでもそうでした、中へ入れれば、昔のことできっちり基盤整備ができておりますけれども、そこへ行くまでの途中がなんか、そこだけが基盤の目にきれいになっておりますけれども、そこへ行くまでができてないと。ですから、将来的に逆に、そのことを逆の発想にするというか、もっと歩いていけるまちにするのならするで、そっちの戦略でもっと考えると、一箇所またどこかに口を抜いてしまっただけで公共交通が入れるようなところを作るとか、なにかそういうようなことのもっと広い視野での戦略を考えていただけたら、旧市街地がもっと生きてくるのではないのかなと。もともとはきっちり部分的には基盤の目のようにできていますんでね。そこはちょっと残念かなと思いますんで、今後の長いスパンでの発想というものにしていただけたらと思えます。

増田会長

はい。ありがとうございます。ご提言ということでお聞きしておくということでもよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

はい。そしたら一応、これは、報告ということでございますので、承認とかいうことではございませんので、貴重なご意見をいただきましてどうもありがとう

ございました。

一応、今日予定しておりました案件、その他も含めまして、一応終わったかと思っております。ご協力ありがとうございます。この際、何かご発言ございましたらお聞きしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

はい。そしたら特にないということでございます。いつもは長引くんですけども、珍しく、ご協力によりまして早く終わることができました。十分に、その前にご報告をいただいているということもございますし、非常に説明のアカウンタビリティが高まってきているという風にも感じますので、感謝したいという風に思っております。

それでは、平成 23 年度第 2 回箕面市都市計画審議会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。